鹿屋市一般住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　32　号

令　和　8　年　3　月　31　日　　決　裁

鹿屋市一般住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市一般住宅条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第178号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（緊急連絡人）

第３条の２　入居決定者は、入居者と連絡が取れないときその他一般住宅の管理に支障が生じたときに緊急連絡先となる者（以下「緊急連絡人」という。）を１人以上確保しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

第４条第２項を次のように改める。

２　誓約書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 緊急連絡人が個人である場合には、緊急連絡人の運転免許証、旅券その他の本人であることを確認するため市長が適当と認める書類の写し

(2) 緊急連絡人が法人等である場合には、市長が別に定める書類

第４条第３項及び第４項を削る。

第７条を次のように改める。

（緊急連絡人変更届等）

第７条　入居者は、緊急連絡人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに緊急連絡人を変更し、緊急連絡人変更届（別記第５号様式）に新たな緊急連絡人の運転免許証、旅券その他の本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（法人等である場合には、市長が別に定める書類）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 住所又は居所は不明となったとき。

(3) その他緊急連絡人としての役割が果たせなくなったとき。

２　入居者は、緊急連絡人の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに緊急連絡人住所等変更届（別記第６号様式）に当該変更があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第10条第２項中「及び第３項」を削る。

別記第２号様式を次のように改める。

第２号様式（第４条関係）

誓　　約　　書

１　入居者　　は、次の表に掲げる一般住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿屋市一般住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、入居者及び同居者に係る管理上必要な情報を住宅管理人等に提供することを同意します。

一　般　住　宅　の　表　示			
団　地　名	一般住宅　　号棟　　号		
構　　造		間　取　り	
家　　賃	円	敷　　金	円

記

(1) 毎月末日（12月分にあっては、翌年の１月４日）までにその月分の家賃を納付します。ただし、月の途中で一般住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付します。

(2) 住宅内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。

（鹿屋市の使用承認を受けた身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）は除く。）

(3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。

(4) 一般住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。

(5) 入居後３年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該一般住宅を明け渡すよう努めます。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員であることが判明した場合（同居者が該当する場合を含む。）は、当該一般住宅を速やかに明け渡します。

(7) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を得ます。

ア　同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。

イ　一般住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。

ウ　一般住宅の模様替え又は増築をしようとするとき。

(8) 次に掲げる場合は、市長に届け出ます。

ア　一般住宅に入居したとき。

イ　緊急連絡人を変更しようするとき。

ウ　緊急連絡人の住所、氏名に変更があったとき。

エ　世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。

オ　一般住宅又は共同施設に修繕（畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。）の必要が生じたとき。

カ　一般住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。

キ　一般住宅を引き続き１月以上使用しないとき。

ク　一般住宅を明け渡すとき。

２　入居者　　は、一般住宅の適切な管理のため、次の場合には、市が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することに同意します。

なお、緊急連絡人　　は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

(1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。

(2) 入居者が家賃を滞納したとき。

(3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしたとき。

(4) その他入居者の行為によって市に損害を与えたとき。

緊急連絡人

住　　所	（法人等にあっては、主たる事務所の所在地） 電話番号（　　）　－		
フリガナ 氏　　名	（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　（自書）	入居者との続柄又は関係	

住　　所	（法人等にあっては、主たる事務所の所在地） 電話番号（　　）　－		
フリガナ 氏　　名	（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）　（自書）	入居者との続柄又は関係	

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

入　居　者　　住　所

氏　名

別記第２号の２様式を削除し、別記第５号様式及び別記第６号様式を次のように改める。

第５号様式（第７条関係）

緊急連絡人変更届

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

団　地　名　鹿屋市　一般住宅　　棟　　号

入居者氏名

次のとおり緊急連絡人を変更したいので、鹿屋市一般住宅条例施行規則第７条第１項の規定により届け出ます。

また、入居者　　は、市営住宅の適正な管理のため、次の場合には、市が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することを同意します。

なお、新緊急連絡人　　は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

（１）入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。

（２）入居者が家賃を滞納したとき。

（３）入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

（４）その他入居者の行為によって市に損害を与えたとき。

<table>
<tr><td rowspan="2">旧緊急連絡人</td><td>住　所</td><td colspan="3">（法人等にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号（　　）　－</td></tr>
<tr><td>フリガナ
氏　名</td><td>（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）</td><td>入居者との続柄又は関係</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">新緊急連絡人</td><td>住　所</td><td colspan="3">（法人等にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号（　　）　－</td></tr>
<tr><td>フリガナ
氏　名</td><td>（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）</td><td>入居者との続柄又は関係</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第６号様式（第７条関係）

緊急連絡人住所等変更届

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

団　地　名　鹿屋市　　市営住宅　　棟　　号
入　居　者　氏　名
緊急連絡人　住　所
氏　名
（法人等にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり緊急連絡人　　に異動があったので、鹿屋市一般住宅条施行規則例第７条第２項の規定により届け出ます。

変　更　事　項		
変更の内　容	変更前	
	変更後	
変　更　年　月　日		年　　月　　日
変　更　の　理　由		

注　変更事項欄は、住所、氏名又は勤務先（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の別を記入してください。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。